

令和 8 年度 船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金

物価や人件費高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者に対して、安定した物流事業の継続を支援するため、市独自の支援金を交付します。

支援額

対象車両の保有台数に応じて交付します（1 者あたり **2 0 0 万円が上限**）。

《支援額（車種別）》

《参考：車種定義》

車種	1 台あたり支援額
大型	2 3 , 0 0 0 円
中型	
小型	
軽	8 , 0 0 0 円

車種	定義
大型	車両総重量 1 1 トン以上 又は 最大積載量 6 . 5 トン以上の普通自動車
中型	車両総重量 5 トン以上 1 1 トン未満 又は 最大積載量 3 トン以上 6 . 5 トン未満の普通自動車
小型	上記以外の普通自動車・小型自動車
軽	軽自動車

支援対象となる車両

自動車検査証の記載事項が、以下の要件を**全て満たす車両**

※ **塵芥車、霊柩車、被牽引車（トレーラー）、二輪自動車は対象外**となります。

自動車検査証の事項	要件
登録年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日以前
自動車の種別	普通自動車、小型自動車又は軽自動車
用途	貨物又は特種
自家用・事業用の別	事業用
使用者の氏名又は名称	申請者と同一
使用の本拠の位置	船橋市内 ただし、申請者が市内に本店を有するもの にあつては、当該車両の本拠の位置が千葉 県内である場合には対象とする（注 1）
有効期間の満了する日	申請日時点で有効である車両

（注 1） ただし書きに該当する場合であっても、令和 8 年度中に、当該車両の本拠がある市区町村から当該車両の維持費等の物価高騰に対する支援金等の交付決定を受けている車両、又は本市より交付決定を受けた日から 6 月以内に当該決定を受ける見込みのある車両については、**対象外**となります。

支援対象者

以下の要件を全て満たす者

- ① 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは**貨物軽自動車運送事業**の届出を行っていること（一般貸切旅客自動車運送事業者は本支援金の対象外）。
- ② **令和 8 年 1 0 月 1 日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。**
- ③ **資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の法人又は個人事業者**であること。
- ④ 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入等の調査に応じること。
- ⑤ 政治団体若しくは宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑥ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

申請書類

- ① 船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付申請書
- ② 交付申請する**支援対象車両全ての自動車検査証の写し**
※令和 5 年 1 月以降に交付された電子車検証については**自動車検査証記録事項の写し**を提出してください。
- ③ **一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業**の許可を受けている、若しくは**貨物軽自動車運送事業**の届出を行っていることが確認できる書類（許可書、届出書の控え等の写し）
- ④ 支援金を振り込む金融機関の**預金通帳の写し**又はこれに準ずるもの
- ⑤ 申請者が市内に本店を有し、支援対象車両の本拠の位置が市外（千葉県内に限る）である場合は、**商業・法人登記に関する履行事項全部証明又は法人登記簿謄本の写し**（発行から 3 月以内のものに限る）
- ※ 以上に加え、**申請人と別名義の振込先口座を指定する場合のみ、委任状（委任者の押印が必要）**

申請方法

以下の二次元バーコードからアクセスし、オンラインにて申請してください。

オンライン申請システム上で添付書類（申請書類②～⑤）のスクランデータを提出いただきます。あらかじめ、文字が読める程度に鮮明な画像データ（jpg、PDF 等）をご用意ください。（申請書類①は、オンライン申請システム上で自動作成されるため、提出不要）

なお、オンライン申請が難しい場合には、郵送での申請を受け付けます。以下の問い合わせ先まで、申請書類①～⑤を郵送してください。



📄 オンライン申請はこちらから

受付期間

令和 8 年 1 0 月 5 日（月曜日）から令和 9 年 3 月 1 日（月曜日）まで

その他注意事項

- 申請車両に対する他市区町村からの支援金等の交付状況について、他市区町村へ確認を行うことがあります。
- 本支援金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等については、交付決定後 10 年間保管するようお願いいたします。
- 本支援金を不正に受給したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、加算金及び延滞金を加算のうえ、返還していただきます。

問い合わせ先

船橋市商工振興課（受付時間：平日 9:00～17:00）

住所：船橋市湊町 2-10-25

Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

TEL：047-436-2474



市ホームページURL
（支援金の詳細、申請書データダウンロード等）